

# 第1回 瀬棚町議会定例会

第1回瀬棚町議会定例会が3月8日から3月17日（9日から15日まで休会）まで開かれ、一般質問や補正予算のほか、議案21件などが審議されました。決まった内容は次のとおりです。

## ◎私たちの「まちづくり予算」決まる 平成17年度各会計予算

●平成17年度各会計予算  
予算の総額は四四億四、四二七万円です。（詳しくは後日発行の予算特集号でお知らせします。）

### 補正予算

●平成16年度一般会計補正予算（第8号）  
事業などの精査により、予算総額から二、一七二万

●平成16年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
高額療養費の増額など

二、〇六二万一千円を追加し、総額三億五、七三〇万七千円となりました。

円を減額し、総額二九億七、八六八万五千円となりました。

●平成16年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）  
予算の精査などにより、

一、七五六万八千円を減額し、総額三億二、五二二万六千円となりました。

●平成16年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
予算の精査などにより、

一二七万五千円を減額し、総額一億九、三〇三万六千円となりました。

●平成16年度風力発電事業特別会計補正予算（第2号）  
落雷による損傷補修（保険対応）のため、二、一三九万九千円を増額し、総額九、一六四万五千円となりました。

### 条例等

●瀬棚町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定  
農業委員会等に関する法律の改正で、選任委員の推薦主体となる団体を定

めるため、必要な事項を定めました。

●北海道瀬棚郡瀬棚町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正  
定数10人を8人に改正しました。

●瀬棚町基金条例の一部改正  
災害救助基金の有効活用を図るため、条例の一部を改正しました。

●瀬棚町税条例の一部改正  
不動産登記法の改正により、条例の一部を改正しました。

●瀬棚町手数料条例の一部改正  
船員法の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

●瀬棚町学童保育所条例の一部改正  
在籍日数に応じた保育料を定めるため、条例の一部を改正しました。

### 協議

●瀬棚郡北檜山町と瀬棚郡瀬棚町及び久遠郡大成町の電子計算処理に係る戸籍事務の事務委託に関する協議  
合併に伴う戸籍事務の電算化作業を行うため、地方自治法に基づき、事務委託の規約について協議しました。

### 一般質問

4名の議員からの一般質問の質問事項についてご紹介いたします。くわしい答弁内容は、後日発行の議会だよりをご覧ください。

- 商店街活性化について
- 児童・生徒送迎に係る事故対策について
- 洋上風力発電事業の収支見込について
- 洋上風車の保守管理などについて
- 合併後の瀬棚区組織体制について
- 国道229号海岸高波・高潮道路整備計画について





## "ホームページコンテスト"で瀬棚商業高校が最優秀校に!!

先日、北海道高等学校長協会商業部会主催の商業教育ホームページコンテストの結果が発表され、見事、瀬棚商業高校が最優秀校に選ばれました。

### [コンテスト結果]

- 最優秀校／瀬棚商業高校
- 優秀校／札幌東商業高校、小樽商業高校、苫小牧総合経済高校
- 努力賞／深川東商業高校、室蘭商業高校、根室高校、下川商業高校、苫前商業高校、帯広南商業高校

©瀬棚商業高等学校ホームページ  
<http://www.setana-ch.ed.jp/index.html>

## 国保医科診療所の診療時間変更のお知らせ



4月から医科診療所の診療時間が拡充されました。午後の診療時間をこれまでより1時間早め、午後1時からとしました。また、これまで火曜日の午後は、三杉荘診療のため休診でしたが、診療を行うようにしました。(ただし、医師は1人体制です)なお、眼科診療日も毎月第2・4金曜日に変わっていますのでご注意ください。

診療科	医科		眼科
	曜日	月～金曜日	土曜日
午前受付時間	8:30～11:00		
午前診療時間	9:00～12:00		9:30～12:00
午後受付時間	1:00～4:00	休診	1:00～3:00
午後診療時間	1:00～5:00		1:00～3:30

### 瀬棚町独自の負担軽減対策事業

## 瀬棚町高齢者生活支援給付金について

介護保険料の軽減措置を目的に、瀬棚町では所得の低い方に対する負担の軽減策として「高齢者生活支援給付金支給事業」を実施しています。



支給条件 (生活保護受給者を除く次のいずれにも該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の高齢者のみの世帯で、在宅している方</li> <li>●前年分の収入額が75万円以下の方</li> <li>●前年分の町民税において、扶養親族(控除対象配偶者を除く)となっていない方</li> <li>●当該年度の固定資産税が課税されていない方</li> </ul>
支給額	月額…1,000円(年額12,000円)
支給方法	毎年10月、3月の2期に分けて支給します
手続き	本人から申請していただき、支給要件を確認したうえで支給するか、しないかを決定します。なお、申請は4月より随時受付しております。手続きには、印鑑が必要です。

申請窓口・お問い合わせ先 … 保健福祉課福祉係(保健センター内) ☎7-3990